

女性活躍・働く世代の健康づくり推進企業広報業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している女性活躍・働く世代の健康づくり推進企業広報業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 目的

県では、女性が健康でいきいきと活躍できる地域社会の実現に向け、今年度から、女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金の制度を開始し、県内企業における女性の健康に配慮した働きやすい職場づくりの取組を推進しているところである。

本業務委託では、そういった取組を実施している県内企業について、メディア等を通じた広報を行うことで、更なる取組の拡大や他の県内企業等への普及啓発を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

4 期待する事業効果

- (1) 女性の健康に配慮した働きやすい職場づくりの取組を実施している県内企業をメディア等を通じて広報することで、取組の必要性や取組事例が他の県内企業や関係機関、県民等に広く認識されるとともに、取組を実施する企業の裾野が拡大すること。
- (2) 広報される県内企業がメリットを感じる広報を行うことで、取組の更なる拡大が図られること。

5 広報の主なターゲット

福島県内の企業を主なターゲットとしながら、関係機関や県民も含む。

6 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとする。

各提案者にあつては、上記2の目的及び4の期待する事業効果を踏まえ、委託上限額の範囲内で事業効果が高まる企画を提案すること。

(1) 対象について

ア 対象は、「女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金」の交付を受け、女性の健康に配慮した働きやすい職場づくりの取組を実施している県内企業とする。

イ 上記奨励金の申請期限は令和8年3月31日までとしているため、本業務委託において、交付を受けた全ての企業を広報することはスケジュール上困難なことに留意すること。（令和8年1月1日現在など、時期を区切って広報することは可能。）

ウ 交付を受けた県内企業の中から、特に優良な企業にフォーカスして取組事例を紹介する方法も可能であり、その場合の優良企業の選定は県と業務受託者が別途検討することとする。

(2) 広報の方法について

ア 広報の媒体として、県の「女性の心とからだの応援サイト」の「企業の取組事例」(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/women-health/list916-3244.html>)のページを必ず用いることとし、上記サイトから発信する内容について検討し、企画提案に盛り込むこと。

イ 上記サイトは県が管理・更新するサイトであるため、業務受託者は、文章や画像、動画といった掲載する素材を県に提供する形とする。

ウ 上記サイトからの発信以外にも、事業効果が高まる広報手段を独自に提案し、広報活動を実施すること。

(3) 県内企業との調整

ア 広報の実施に当たり、対象とする県内企業との連絡・調整を行うこと。

(4) 実績報告

ア 本業務終了後、広報活動の実績等が分かる実績報告書を作成し、速やかに県に報告すること。

7 委託業務の実施に関する事項

- (1) 本業務委託全体の進行管理を行う業務責任者を定め、県に報告するとともに、事業運営や進捗管理、県や関係機関との調整・報告などについて、責任を持って対応すること。
- (2) 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担することとし、企業や関係機関から手数料等を受け取らないこと。
- (3) 委託業務の実施に伴う著作権は、原則として県に帰属するものとする。
- (4) 本業務を通して知り得た個人情報や企業情報は、目的外の使用、第三者への提供、漏洩及び売買は行わないこととし、委託契約が終了した後も同様とする。
- (5) 本業務の実施に当たりトラブル等が発生した場合は、受託者が責任を持って対応するとともに、速やかに県に報告すること。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。